

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員協議会規程

平成20年10月30日

監査告示第3号

(設置)

第1条 監査委員の職務運営に関し、必要な事項を協議するため埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会)

第2条 協議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年度4回開催する。ただし、監査委員の協議により変更することができる。

3 臨時会は、監査委員が必要と認めるときに開催する。

4 協議会は、代表監査委員が招集し、主宰する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 監査委員の職務執行の方針に関すること。

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づいて監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の基準、計画及び実施に関すること。

(3) 監査等の結果の報告、勧告、公表及び意見の決定に関すること。

(4) 監査等の結果に基づく措置状況報告の公表に関すること。

(5) 監査委員に関する条例等の制定及び改廃に関すること。

(6) その他監査委員が必要と認める事項

(合議)

第4条 第3条に規定する事項については、監査委員の合議によるものとする。ただし、病気その他やむを得ない理由により協議会に出席できない監査委員があるときは、この限りでない。

(議事録の作成)

第5条 協議会の議事録（以下「議事録」という。）は書記長が作成する。

2 議事録は、協議の概要を記した要点筆記とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催年月日時
- (2) 開催場所
- (3) 出席監査委員
- (4) 出席職員の職氏名
- (5) 協議会に付議した事項
- (6) 協議の概要
- (7) その他必要な事項

3 議事録は、代表監査委員の承認を得て確定する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。